



妊産婦さんのタクシー料金を助成します！

妊産婦さんが、医療機関などを訪れる時に、安心して移動できるよう、タクシー料金の一部を助成します。

❖対象❖

タクシー利用日に、久御山町に在住している妊婦さんと産後1年までの産婦さん
(久御山町住民基本台帳に記載があること)

❖助成金額❖

1日あたり上限額 3,000 円(往復) 利用日数の上限 20 日
※1回の妊娠・出産につき、最大 60,000 円まで助成します♪

お子さんの予防接種
や健康診査受診の
タクシー料金も
対象となります！

❖対象となるタクシー利用の目的❖

妊婦健診・妊婦歯科健診・その他、妊娠・出産に関わる治療や入退院のための医療機関などの
産婦健診・産後ケア事業の利用・お子さんの予防接種・お子さんの健康診査の受診
パパ&ママ教室や親子教室などの各種母子保健事業、お子さん(ごきょうだい含む)の医療機関受診
(ごきょうだいの受診等も対象となります。)



❖申請方法❖

タクシー利用時に全額支払った後、子育て支援課で手続きをしてください。
※ご利用後はお早めに申請の手続きを行ってください。

●必要書類など●

- ①妊産婦タクシー利用支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ②タクシー料金の領収書の原本(利用日・利用金額が分かるもの)
- ③医療機関などの受診日が分かる書類(親子(母子)手帳のコピー、医療機関等の領収書のコピーなど)
- ④振込先の分かるもの(通帳など)

※申請書兼請求書は、子育て支援課窓口で配布、又はホームページに掲載しています。
複数日分をまとめて申請できます。

＜お問い合わせ先＞
久御山町 子育て支援課
075-631-9904/0774-45-3905